

ごみの分別の徹底にご協力ください

6月20日、柳泉園組合の不燃・粗大ごみ処理施設内で火災が発生しました。リチウムイオン電池などが発火の原因と推測されます。

柳泉園組合に搬入される不燃ごみのなかには、誤った分別により、リチウムイオン電池や中身の残っているスプレー缶、ライターなどが混入している場合があります。このため、混入した物を手で選別する作業員が負傷する事故や機械の故障などの大事故が発生し、ごみ処理が滞ってまいります。

一事故を未然に防ぐために

- ◆リチウムイオン電池などの充電電池＝一般社団法人JBRCが推奨する回収拠点または使用済み小型家電のボックスへ
- ◆乾電池やボタン電池＝有害ごみボックス(赤色)へ
- ◆スプレー缶やライターなどは市の指定収集袋には入れず、透明または半透明の袋に「き」と書いて不燃ごみの日に集積所へ

☎ごみ減量推進課ごみ減量推進係 ☎042-493-3750

障害のある方などの各種手当一覧

制度	対象者	給付の内容など
特別児童扶養手当(国制度)	次のいずれかの障害程度の20歳未満の児童を扶養する父母または養育者。①身体障害者手帳1～4級の一部②愛の手帳1～3度程度③①、②と同程度の疾病もしくは、身体または精神に障害のある方	月額52,200円または34,770円(等級による)
特別障害者手当(国制度)	①20歳以上の日常生活で常時特別な介護を必要とする程度の障害のある方②身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～2度程度で重複障害の方③①、②と同程度の疾病、精神障害があり1人で日常生活ができない状態の方	月額27,200円
障害児福祉手当(国制度)	①20歳未満の日常生活で常時介護を必要とする程度の児童②身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～2度程度③①、②と同程度の疾病、精神障害のある児童	月額14,790円
心身障害者福祉手当(都制度)	次のいずれかの障害程度のある20歳以上64歳以下の方。①身体障害者手帳1～2級②愛の手帳1～3度③脳性麻痺④進行性筋萎縮(いしゅく)症	月額15,500円(併給なし)
重度心身障害者手当(都制度)	次のいずれかの障害程度のある64歳以下の方(東京都の認定が必要)。①最重度の知的障害で常時特別な介護が必要な方②重度の知的障害と身体障害を重複の方③重度の肢体不自由で両上肢、両下肢の機能が失われ常時特別な介護が必要な方	月額60,000円
心身障害者手当(市制度)	次のいずれかの障害程度のある20歳以上64歳以下の方。①身体障害者手帳4級以上②愛の手帳4度以上	月額4,000円(併給なし)
心身障害児福祉手当(市制度)	次のいずれかの障害程度のある20歳未満の児童を扶養する父母など。①身体障害者手帳4級以上②愛の手帳4度以上	月額4,500円
タクシー利用料助成(市制度)	次のいずれかの障害程度のある方。①身体障害者手帳1～2級②愛の手帳1～2度	半年で19,800円を上限
心身障害者(児)自動車ガソリン費補助(市制度)	次のいずれかの障害程度のある方。①身体障害者手帳6級以上②愛の手帳4度以上	月額1%あたり54円(上限は等級により30%または50%)
難病患者者援護金(市制度)	市が定める特殊疾病に罹患して、かつ東京都発行の特殊疾病医療券(法制番号54,82,83)をお持ちの方	月額4,500円(併給なし)
◆児童扶養手当(国制度)	18歳到達の年度末までの児童、または20歳未満で政令で定める程度の障害がある児童を養育し、次の要件に該当している方①父子・母子・養育者家庭など②父または母が重度の障害である場合	月額1人の場合42,910円～10,120円(所得額による)
◆児童育成手当(都制度)	18歳到達の年度末までの児童を養育し、次の要件に該当している方①父子・母子・養育者家庭など②父または母が重度の障害である場合	月額1人13,500円
◆児童育成手当(都制度)	次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方①身体障害者手帳1～2級程度②愛の手帳1～3度程度③脳性麻痺④進行性筋萎縮(いしゅく)症	月額1人15,500円

※いずれも所得制限などがあります。また、金額が変更になる場合や、異なる手当・助成を併給できないものがあります。詳しくは、◆が付いた手当は子育て支援課助成係 ☎042-497-2088、その他は障害福祉課庶務係 ☎042-497-2072へお問い合わせください。

心身障害者医療費助成(マル障)の負担上限額の改定

8月1日(木)からマル障住民税課税者の方の外来にかかる月額負担上限が14,000円から18,000円に変わります。

住民税非課税の方の変更はありません。

☎障害福祉課庶務係 ☎042-497-2072

自立支援医療費制度・精神障害者保健福祉手帳制度の更新開始月は自立支援医療受給者証でご確認ください

自立支援医療費(精神通院)制度及び精神障害者保健福祉手帳制度の有効期間満了日の3か月前に対象者へ「更新のお知らせ」を送付していましたが、精神障害者保健福祉手帳制度の「更新のお知らせ」の送付の終了と併せて、平成31年4月1日より終了しました。

更新開始月は自立支援医療受給者証(精神通院)でご確認ください。

☎障害福祉課庶務係 ☎042-497-2072

平和について考えてみませんか

◆ピース・エンジェルズ(広島派遣生)が広島へ

市では、ピースエンジェルズとして市内の小・中学生10人を8月5日(月)から7日(水)まで市の代表として広島に派遣します。

ピース・エンジェルズは、広島市平和記念式典に参列する他、平和記念資料館の見学などを行います。

今年のピース・エンジェルズは下表のとおり決定しました。

☎企画課市民協働係 ☎042-497-1803

氏名	学校・学年
末吉理歩	芝小・5年
岡野柚菜	六小・6年
佐藤葵	七小・5年
阿曾陽希	十小・5年
堀小雪	十小・6年
関美羽	清中・1年
向坂明日仁	清中・1年
平島咲季	二中・1年
鈴木滋大	四中・1年
外園咲希	四中・1年

◆平和祈念フェスタin清瀬 核兵器のない平和な世界をめざして 報告会・講演会＝ピース・エンジェルズなどの報告や核兵器廃絶国際キャンペーン(ICAN)国際運営委員の川崎哲氏による講演会、マジックショーを行います。☎8月18日(日)午後1時30分～4時 場 アミューホール

展示会＝広島・長崎被爆関係のパネルなどの展示を行います。☎8月6日(火)～18日(日)午前10時～午後6時 場 クレアギャラリー(クレアビル4階)

平和映画祭＝☎8月23日(金)午後、夜間 場 アミューホール

☎いずれも企画課市民協働係 ☎042-497-1803

◆図書館事業「核に関する資料の展示」

核戦争の悲惨さ、平和の尊さを忘れないよう、核の軍事利用に関する資料を集めたコーナーを設けます(貸し出し可)。

☎8月4日(日)～15日(木) 場 市内各図書館 ☎中央図書館 ☎042-493-4326

現況届の提出は8月30日(金)まで

◆児童扶養手当現況届

継続して児童扶養手当を受給するためには必ず提出が必要です。7月末に送付する必要書類を確認のうえ、提出してください。また、該当の方は、ひとり親家庭等医療費助成制度現況届の提出もお願いします。【受け付け期間】8月1日(木)～30日(金)午前8時30分～午後5時(正午～午後1時、土・日曜日、祝日は除く)

※郵送不可。手続きは、ご本人のみ可能です。代理の方が手続きすることはできません。

◆児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届が未提出の方へ

児童扶養手当を今までどおり受給するには、「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」(緑色の用紙)と関係書類の提出が必要です。児童扶養手当の現況届と同様に8月30日(金)までに提出して

ください。

◆乳幼児・義務教育就学児医療費助成制度の現況届

乳幼児・義務教育就学児医療費助成(マル乳・マル子)を受けている方で、公簿などにより所得状況の確認ができない方や添付書類が必要な方へ、7月末に現況届を送付します。必要事項を記入・押印し、必要書類などを添えて、8月30日(金)までに提出(郵送可)してください。9月下旬に該当者の方には医療証を、所得超過などで非該当の方には、消滅通知を送付します。現況届が提出されないと、医療証の交付が受けられない場合がありますので、必ず提出してください。

※平成30年度に所得制限限度額超過となった方で平成31年度が所得制限限度額内の場合は下記へ。

☎いずれも子育て支援課助成係 ☎042-497-2088

東京都で児童虐待防止のためのLINE相談を実施

東京都では、8月1日(木)から児童虐待を防止するため、LINEを利用した子どもや保護者からの相談窓口を本格的に実施します。ひとりで抱え込まず、気軽に相談して

ください。【相談時間】平日午前9時～午後9時(土・日曜日、祝日は午後5時まで) ☎東京都福祉保健局 計画課 ☎03-5320-4137



食育講演会

◆日本の食文化に根づいた“健康寿命の延伸につながる食の選択”を導くために

共食を通じた食文化と伝統・マナーの継承についての分かりやすい講演です。この機会に、食育について考えてみませんか。

☎市内在住・在勤の管理栄養士、食育に携わる市民の方。先着20人 ☎9月2日(月)午後2時30分～4時30分 場 健康センター ☎十文字学園女子大学人間生活学部教授 井上久美子氏 ☎健康推進課母子保健係 ☎042-497-2077へ